

年1月1日以降に行われる取引。図表1参照。)に間に合うように、新たな社内体制、とりわけ内部統制の整備に取り組むことが喫緊の課題になると考えられる。

電子取引の取引情報に関する社内体制の見直し(税務以外の情報利用者の考慮)

これまでは、多くの企業が電子取引の取引情報についても紙によって保存しているものと思われる。たとえば、取引代金に係る請求書がPDF形式の電子ファイルで作成され、電子メールに添付されて送信され、紙による請求書が送信されないことがある。この場合、多くの企業においては、当該請求書を紙に印刷し、これに基づき会計処理を進めるとともに、印刷した紙の請求書情報いわゆる証憑綴りに保管していたものと思われる。しかしながら、改正電帳法においては、オリジナルの電子データとしてPDF形式の電子ファイルを保存することが求められることとなる。そのため、「電子形式の取引情報を紙に印刷して証憑綴りにファイルすること」に代えて「電子形

式の取引情報をそのままの形式で保存すること」を前提として、社内体制、とりわけ内部統制を見直し、新たに整備することが求められる。

この場合、企業は、「概要と実務ポイント」(図表4(14頁))に示されるような真実性や可視性等の「電子取引に係る改正電帳法の要件を満たすように」という観点を勘案することが

求められる。また、帳簿および取引関係書類は、税務関係者のみならず、株主、債権者、社内管理のための企業内関係等、さまざまな利用者が求める報告または情報提供の基礎とされている。したがって、電帳法改正に対応して電子取引情報の保存を見直すにあたっては、これらさまざまな情報利用者に対して、「税法を

はじめとする法令の要求を満たしつつ、「正しい情報を提供し、アカウントビリティ(説明責任)を果たすように」、「電子形式の取引情報をそのままの形式で保存する」ために何を行えばよいのかという観点から、内部統制を見直すことが重要である。

第1章

「手順」だけでは不十分 電子取引に係る社内体制・内部統制の整備ポイント

【1】この章のエッセンス

- 電子取引に係る取引情報の電子データによる保存の社内体制・内部統制を整備するにあたっては、紙による取引情報の社内体制・内部統制に組み込まれた税法要件およびアカウントビリティの確保といった目的または機能を理解し、参考にする。

- 電子データによる保存において

は、当該目的または機能を果たすように社内体制・内部統制をデザインし、一問一答に記載されたファイル名や索引簿等の骨組みとなるしくみに肉づけしていくことや、その際には手順に相当するもののみならず内部統制を備えることが重要である。

紙による取引情報の保存に関する社内体制・内部統制の目的または機能の理解

これまでも紙による取引情報の保存については「税法を満たしつつ、関係者に正しい情報を提供し、説明責任を果たすように」という観点から、どの企業においても社内体制お